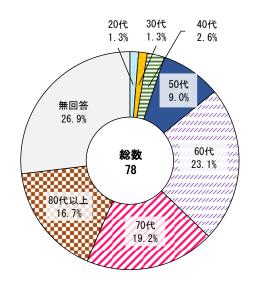
あなたの年齢をお答えください

•「60代」以上の回答者が58.9%となっている。

	選択肢	回答数	構成比
1	20 歳未満	0	0.0%
2	20代	1	1.3%
3	30代	1	1.3%
4	40代	2	2.6%
5	50代	7	9.0%
6	60代	18	23.1%
7	70代	15	19.2%
8	80 代以上	13	16.7%
	無回答	21	26.9%
	計	78	100.0%



文京区特定空家等に関する基準

策定年月:令和元年 10月

はじめに

文京区特定空家等に関する基準(以下「基準」という。)は、文京区において空家等対策の推 進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条に基づく 「法的措置を講ずべき「特定空家等」」を判断し、認定する際の基準を定めるものである。

特定空家等とは

法第2条第2項によれば、特定空家等とは、法第2条第1項に規定される空家等のうち、表一 1に示すいずれかの状態にあると認められるものをいう。

表-1 特定空家等の定義

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

法的措置を講ずべき特定空家等とは

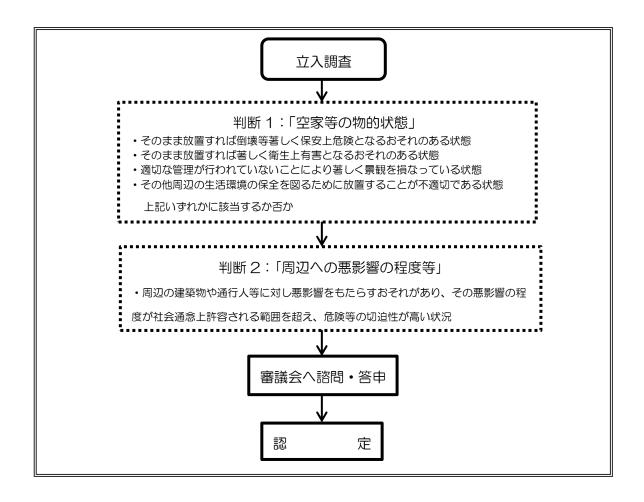
国土交通省及び総務省が定める『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るため に必要な指針(ガイドライン)』(以下「ガイドライン」という。)では、「特定空家等」への措置 については、財産権への制約が伴う行為が含まれることから、表-1に示した4つの「空家等の 物的状態」に加え、当該空家等の及ぼす「周辺への悪影響の程度等」について考慮する必要があ ると示されている。

4 文京区における法的措置を講ずべき特定空家等の判断・認定に関す る考え方

ガイドラインを受け、区では法第14条に基づく法的措置を講ずべき特定空家等について、 「空家等の物的状態」に加え、「周辺への悪影響の程度等」を勘案して、総合的に判断し認定を 行う。なお、基準を定めるにあたり「判断」と「認定」を使い分けて記述している。「判断」と は、当該空家等が「法的措置を講ずべき「特定空家等」」になりうる条件を満たしているか否か を確認することをいい、「認定」とは、区が、文京区空家等対策審議会の答申を踏まえて、当該 空家等を「法的措置を講ずべき「特定空家等」」として、決定することをいう。

5 法的措置を講ずべき特定空家等の認定について

立入調査から法的措置を講ずべき特定空家等の認定までの流れを下図に示す。



5-1 立入調査について

法第9条第2項では、市町村長は、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができるとされており、区でも、区民からの陳情等があった空家等が、法的措置を講ずべき特定空家等に該当するか否かを適切に判断するため実施する。なお、立入調査は区職員が行うが、必要に応じて専門業者と共に実施する。

5-2 法的措置を講ずべき特定空家等の判断

(1)「空家等の物的状態」の判断(判断1)

「空家等の物的状態」は、表-1 に掲げる4つの事項について該当の有無を調査し判断する (P.4~P.8)。なお、P.4~P.8 に示す内容は、例示であることから、個別の事案に応じてこれ らによらない場合についても、他の調査項目や状態について調査し判断を行う場合がある。

(2) 「周辺への悪影響の程度等」の判断(判断2)

ガイドラインでは、当該空家等が及ぼす「周辺への悪影響の程度等」を判断するためには、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、また危険等の切迫性の高い状況にあるか否か等、総合的な判断が必要とされている(P.9)。その際の判断基準は、定量的な基準により一律に判断することは馴染まないとされていることから、当該空家等の立地環境等地域の特性に留意し総合的に判断する必要がある。

以下に示す事項は、地域特性の留意事例である。

- ・当該空家等が現に悪影響をもたらしている、またはそのまま放置した場合に予見される悪影響 の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が多数存在し、または通行し得て被害を受ける状況にあ るか。
- 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある場合、その悪影響の程度が社会 通念上許容される範囲を超えるか、またはもたらされる危険等について切迫性が高いか。
- ・当該空家等の立地や周囲の環境特性がどのようなものか(人が多く出入りする建築物や広場、 公園等が周囲にあるか、また通行量の多い道路や路線等に面するか等)。

5-3 文京区空家等対策審議会への諮問・答申、認定

区は、立入調査の結果により、当該空家等が法的措置を講ずべき特定空家等になり得ると判断 した場合は、文京区空家等対策審議会に諮問する。

なお、特定空家等に関する審議は、より専門的な議論になることや、個人情報等、個々の事案により情報の取扱いに注意が必要となるため、「文京区空家等対策審議会条例」(平成29年3月文京区条例第7号)第9条及び「文京区空家等対策審議会会則」第3条に基づき文京区空家等対策審議会に設置した、特定空家等対策検討部会で審議を行う。

区は、文京区空家等対策審議会の答申を踏まえ、当該空家等が法的措置を講ずべき特定空家等 と認定するか否を決定する。

6 判断1について

判断1-1「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある

		000 C1 1/0 00%	=				
<u>項 目</u>	<u>部 位</u>	<u>状 態</u>			チェック欄 該当する場合、 番号を記入	判断 1	
	(1)基礎	①基礎に不同況 きる	①基礎に不同沈下又は建築物の傾斜が目視で確認で きる				<u>○を入れる</u>
		木造	①1/60 以下	<u>21/60</u> <u>~1/20</u>	③1/20超		
建築物の著しい傾斜	<u>リート</u> (II)柱 鉄骨鉄 クリー	鉄筋コンク リート造、 鉄骨鉄筋コン クリート造	①1/60 以下	<u>21/60</u> <u>~1/30</u>	③1/30超		
		<u>鉄骨造</u>	①1/100 以下	<u>②</u> <u>1/100</u> <u>~1/30</u>	③1/30超		
	(イ) <u>基礎</u> (構造方法)		①構造耐力上主要な部分である基礎が玉石である ②構造耐力上主要な部分である基礎がない				
建築物の構 造耐力上主	(I) <u>基礎</u> 及び土台 (損傷度合)	①基礎又は土台 小修理を要する ②基礎又は土台 等大修理を要す。 ③基礎又は土台	るもの 台の数ヶ所に するもの	腐朽又は破損	損があるもの		
要な部分の損傷等	(ハ)柱、は り、筋か い、柱とは りの接合等 (損傷度合)	の危険のあるもの ①柱が腐朽し、 するもの ②柱の数ケ所で もの等大修理を ③柱又ははりの 危険のあるもの	又は破損し 又ははりが腐 を要するもの の腐朽、破損		破損している		

- ・柱の傾斜は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(平成 10 年 6 月 一般財団法人日本建築防災協会 /全国被災建築物応急危険度判定協議会)を参考にして行う。
- ・「建築物の倒壊等するおそれ」については、建物全体としての判断になるため、上記の各状態から「外観目 視による住宅不良度判定の手引き(案)」(平成23年12月 国土交通省住宅局住環境整備室)を参考に判 断を行う。

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある

項 目	<u>部 位</u>	<u>状態</u>	<u>判断 1</u> 該当する場合、Oを入れる
		屋根心き材が剥落している	
	<u>(イ)屋根ふき材、</u> ひさし又は軒	軒の裏板、垂木等が腐朽している又は軒が 垂れ下がっている	
<u>建物</u>		屋根が著しく変形している	
	<u>(II) 外壁</u>	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じている	
	(1)看板、給湯設	看板、給湯設備、屋上水槽等が著しく破	
<u>付属物</u>	備、屋上水槽等①屋外階段又はバルコニー	損、脱落、傾斜又は転倒している 屋外階段、バルコニーが著しく腐食、破 損、脱落している又は著しく傾斜している	
	(川門又は塀	門、塀に著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じている	

(3) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある

(c) had a complete or continuous				
項 目	<u>状態</u>	<u>判断 1</u> 該当する場合、Oを入れる		
<u>擁壁</u>	<u>擁壁表面への水のしみ出しや流出、水抜き穴の詰まり、ひび割れ等が生じている</u>			
「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(平成 14年3月 国土交通省 都市局 都市安全課)を参考に判断を行う。				

判断1-2「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因

項目	 	判断 1
<u> </u>	<u>// 思</u>	該当する場合、〇を入れる
(1)建築物又は設備等の破損	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い 状態である	
等によるもの	排水等の流出による臭気の発生があり、地域 住民の日常生活に支障を及ぼしている	
(2)ごみ等の放置、不法投棄	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生が あり、地域住民の日常生活に支障を及ぼして いる	
<u>によるもの</u>	ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねず み、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生 活に支障を及ぼしている	

判断1-3「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

適切な管理が行われていない結果、周囲の景観と著しく不調和な状態

<u>項</u> 目	<u>状態</u>	<u>判断 1</u> 該当する場合、Oを入れる
	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく 傷んだり汚れたまま放置されている	
海切な笠畑が行われていた	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている	
適切な管理が行われていない結果、周囲の景観と著しく不調和な状態	看板が原形を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている	
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している	
	敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されて いる	

判断1-4「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

(1) 立木が原因

- (2) 空家等に住みついた動物等が原因
- (3)建築物等の不適切な管理等が原因

75 D	가도 쓰는	判断 1
<u>項</u> 目	<u>状態</u> 	該当する場合、〇を入れる
	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路	
(4) ÷+	や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている	
(1) 立木	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等	
	<u>の通行を妨げている</u>	
	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住	
	民の日常生活に支障を及ぼしている	
	動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発	
	生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	
	敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域	
(の) 空気管に持つついた	住民の日常生活に支障を及ぼしている	
(2)空家等に住みついた	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域	
<u>動物等</u>	住民の日常生活に支障を及ぼしている	
	住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地	
	域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある	
	シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、	
	地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあ	
	<u>a</u>	
	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている	
	等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置され	
	<u>ている</u>	
(3)建築物等の不適切な	屋根の雪止め破損などの不適切な管理により、空	
<u>管理等</u>	き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げ	
	ている	
	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出	
	している	

7 判断2について

判断2「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあり、 その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超え、危険等の切迫性が高い 状況」

判断1に該当する項目について、判断2を実施する

項目	判断 2
<u>央口</u>	該当する場合、〇を入れる
判断1-1:「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる	
おそれのある状態」	
判断1-2:「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれ	
のある状態」	
判断1-3:「適切な管理が行われていないことにより著しく景観	
を損なっている状態」	
判断1-4:「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置する	
ことが不適切である状態」	

【判断2を実施するにあたっての留意点】

ガイドラインでは、当該空家等が及ぼす「周辺への悪影響の程度等」を判断するためには、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、また危険等の切迫性の高い状況にあるか否か等、総合的な判断が必要とされている。その際の判断基準は、定量的な基準により一律に判断することは馴染まないとされていることから、当該空家等の立地環境等地域の特性に留意し総合的に判断する必要がある。

以下に示す事項は、地域特性の留意事例である。

- ・当該空家等が現に悪影響をもたらしている、またはそのまま放置した場合に予見される悪影響 の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が多数存在し、または通行し得て被害を受ける状況にある か。
- 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある場合、その悪影響の程度が社会 通念上許容される範囲を超えるか、またはもたらされる危険等について切迫性が高いか。
- ・当該空家等の立地や周囲の環境特性がどのようなものか(人が多く出入りする建築物や広場、 公園等が周囲にあるか、また通行量の多い道路や路線等に面するか等)。

4 これまでの区の取組

(1) セミナーの開催実績

左库	内容				
年度	セミナー	個別相談会			
	テーマ : どうなる?どうする??私たちの空家				
H29	- 空家が増えるとどうなるの?	・空家空地管理士による			
H30	- 空家の適正管理ってどうやるの?	個別相談			
	空家の活用方法について	<u></u>			
	・空家を相続する前におこなうこと ・空家を相続する前におこなうこと				
	〈セミナー1〉				
	50 代からの我が家と実家の片づけ術				
	・生前贈与は、いつからはじめる?				
	- <u> </u>				
	・子世代・親世代の片付けと 3 つのポイント				
R元	<セミナー2>				
	テーマ:必ずやってくる実家問題!実家の整理と				
	 利活用術とは?				
	・相続で実家どうする?リフォーム?売却?賃貸?				
	・実家や空家・自宅を上手に利活用する方法とは?				
	・お得な優遇制度とは?	・空家の維持管理相談			
	<u> </u>	・空家の売却相談			
	テーマ:賢い空家の売り方・活かし方	空家の利活用相談			
		<u> </u>			
	・不動産屋への3つの売却依頼の種類	- (LO・負9/) - 権利関係の調整相談			
	・空家を上手に利活用する方法				
R2	空家にしないポイント	<u>・生前整理と老人ホーム・</u>			
	<u> <セミナー2></u>	施設紹介			
	テーマ: 思い出を大切にする生前整理・遺品整理の方法				
	• 生前整理、遺品整理の手順とポイント	相談員:司法書士			
	亡くなった方のものはどうすればいいの?	税理士			
	遺品となると処分しにくいモノと理由	<u>ファイナンシャルプランナー</u>			
	<u> <セミナー1></u>	不動産・住宅コンサルタント			
	テーマ: 将来この「家」どうする?				
	人生 100 年時代の住まいの整理術				
	・人生の質を決めるモノの選び方・持ち方				
	• 不動産を利用した相続対策				
	• 不動産の生前整理と活用法				
<u>R3</u>	<u> <セミナー2></u>				
	テーマ:賢い空家の売り方・活かし方				
	<u>~空家に"しない"活用法~</u>				
	• 不動産屋への3つの売却依頼の種類				
	・空家を上手に活かす方法				
	空家にしないポイント				

(2) 文京区空家等相談事業の実績

年度	利用件数
H29年度	5件 (8/1~)
<u>H30 年度</u>	<u>4件</u>
R元年度	<u>3件</u>
<u>R2 年度</u>	<u>1件</u>
R3年度	<u>O件</u>

主な相談事例			
・空家の売却について			
(費用、家屋除却のタイミング、業者の選定等)			
・相続人からの親族所有の空家の売却について			
・権利関係が複雑な空家の維持管理について			
・空家の賃貸または売却の選択についての考え方			

(3) 文京区空家等利活用事業の実績

年度	登録件数	利用希望者 問い合わせ件数	登録希望者 問い合わせ件数
R 元年度	<u>O件</u>	14件	<u>1件</u>
<u>R2 年度</u>	<u>O件</u>	1 0件	<u>2件</u>
<u>R3年度</u>	<u>O件</u>	<u>8件</u>	<u>O件</u>

主な相談事例				
所有者より	事業についての問い合わせ等			
利用希望者より				

(4) 文京区空家等対策事業の実績

年度	跡地の利用状況
<u>H26</u>	・憩いの広場1件・消火器置場1件
H27	消火器置場 2件
<u>H28</u>	消火器置場 1件
H29	消火器置場 1件



憩いの広場

5 文京区空家等対策審議会条例

平成29年3月7日 条例第7号

(設置)

- 第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する空家等(以下「空家等」という。)に関する施策の推進を図るため、区長の附属機関として、文京区空家等対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。(所掌事務)
- 第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 法第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
 - 二 その他空家等に関する施策の実施に関すること。

(組織)

- 第三条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。
 - 一 法務、不動産、建築等に関する学識経験者又は専門的知識を有する者 六人以内
 - 二 関係行政機関の職員 三人以内
 - 三 区民 五人以内
- 2 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

- 第四条 特別の事項を審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議期間とする。 (会長)
- 第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第六条 審議会は、区長が招集する。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数 のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第七条 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明 を聴き、又は委員以外の者に対し必要とする資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第八条 審議会は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

(部会)

- 第九条 審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 (委任)
- 第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 文京区空家等対策審議会会則

(目的)

第1条 この会則は、文京区空家等対策審議会条例(平成29年文京区条例第7号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、文京区空家等対策審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副会長)

- 第2条 審議会に副会長1人を置く。
- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 条例第5条第3項に規定する会長があらかじめ指名する委員は、副会長とする。

(部会の設置等)

- 第3条条例第9条第1項の規定により、審議会に、特定空家等対策検討部会を置く。
- 2 特定空家等対策検討部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定空家等の認定基準に関する事項について意見を述べること。
 - (2) 特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施に関する事項について意見を述べること。
- 3 特定空家等対策検討部会の決議のうち、前項第 2 号の意見に係る決議は、これをもって、審議会の決議とする。

(部会の運営)

- 第4条 部会は副部会長を置く。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員(以下「部会員」という。)の過半数が出席しなければ、 会議を開くことができない。
- 3 部会は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、 又は部会員以外の者に対し必要とする資料の提出を求めることができる。
- 4 部会の決議は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係ある事項、又はその職務として受任した事案に 関する事項については、その議事に加わることができない。
- 6 部会の会議は、公開しない。
- 7 第2条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、同 条第2 項及び第3項中「副会長」とあるのは「副部会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第4 項中「第5条第3項」とあるのは「第9条第5項」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会 長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 8 部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

(守秘義務)

第5条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事)

- 第6条 審議会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民課長、福祉部福祉政策課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。
- 2 特定空家等対策検討部会に幹事を置く。幹事は、都市計画部長、総務部危機管理課長、区民部区民 課長、都市計画部住環境課長、都市計画部建築指導課長の職にある者とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画部建築指導課において行う。

(議事録)

- 第8条 審議会及び部会の会議の議事録は、会議の概要を記した要点筆記とする。
- 2 前項に規定する議事録の確認は、会長又は部会長が行うものとする。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を除いて公開する。
 - (1) 文京区情報公開条例(平成12年文京区条例第4号)第7条各号に規定する情報に該当する事項
 - (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長又は部会長が認める事項

付 則

この会則は、平成 29 年7月 21 日から施行する。

付 則

この会則は、平成30年11月7日から施行する。

付 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

7 検討経緯と文京区空家等対策審議会委員等名簿

(1)検討経緯

7月21日	平成29年度第1回文京区空家等対策審議会
	諮問:文京区空家等対策計画の策定
	議題:文京区空家等対策計画(骨子)について
11月15日	平成29年度第2回文京区空家等対策審議会
	議題:空家等所有者アンケート調査経過報告
	文京区空家等対策計画(骨子)について
1月15日	平成29年度第3回文京区空家等対策審議会
	議題:文京区空家等対策計画(素案)について
5月11日	平成30年度第1回文京区空家等対策審議会
	議題:パブリックコメント実施報告について
	文京区空家等対策計画(案)
5月16日	文京区空家等対策計画について(答申)
7月	文京区空家等対策計画の策定
10月23日	平成 30 年度第 2 回文京区空家等対策審議会
	諮問:文京区特定空家等認定基準の策定
12月10日	平成 30 年度第 1 回特定空家等対策検討部会
	議題:文京区特定空家等認定基準(素案)について
3月19日	平成 30 年度第 2 回文京区空家等対策検討部会
	議題:文京区特定空家等に関する基準(素案)について
5月10日	令和元年度第 1 回文京区空家等対策審議会
	議題:文京区特定空家等に関する基準(素案)について
8月22日	令和元年度第 2 回文京区空家等対策審議会
	議題:パブリックコメント実施報告について
	文京区特定空家等に関する基準(案)について
	文京区特定空家等に関する基準について(答申)
10月	文京区特定空家等に関する基準の策定
	11月15日 1月15日 5月11日 5月16日 7月 10月23日 12月10日 3月19日 5月10日 8月22日

※各審議会前に庁内検討会を実施(検討内容は審議会と同じ)

(2) 文京区空家等対策審議会 委員名簿

令和○年○月現在

区分	ı	氏 名	所属
学識経験者又は専門的知識を有する者	会長	平田 京子	日本女子大学 家政学部住居学科 教授
	副会長	樋野 公宏	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
	委員	小笠原 友輔	東京弁護士会
	委員	大野 仁子	東京司法書士会文京支部
	委員	三上 紀子	東京都建築士事務所協会文京支部
	委員	新井 浩二	東京都宅地建物取引業協会文京区支部
関係行政機関の職員	委員	田中健二	警視庁本富士警察署 生活安全課長
	委員	中根 賢司	東京消防庁小石川消防署 警防課長
	委員	黒島 寛二	東京消防庁本郷消防署 警防課長
区民	委員	戸野塚 一枝	文京区町会連合会
	委員	瀧澤 綾子	文京区民生委員・児童委員協議会
	委員	篠木 一拓	公募委員
	委員	原田 武志	公募委員
	委員	廣田 耕一	公募委員

(3) 文京区空家等対策審議会 幹事名簿

令和〇年〇月現在

氏 名	所 属
澤井 英樹	都市計画部長
村田 博章	総務部危機管理課長
榎戸 研	区民部区民課長
福澤 正人	福祉部福祉政策課長
有坂 和彦	都市計画部住環境課長
川西 宏幸	都市計画部建築指導課長

文京区空家等対策計画

令和●年●月

編集·発行 文京区都市計画部建築指導課

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 電 話 03-3812-7111 (代表)